



令和 8 年 8 月 3 日

内閣府政策統括官（防災担当）

令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し 適用すべき措置の指定見込みについて

令和八年熊本地震による災害については、人的被害、住家被害の程度が多数であるとともに、未だ多くの被災者の皆様が避難生活を余儀なくされ、被災地域全体の日常生活や業務環境に多大な支障が生じている状況のため、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づく特定非常災害に指定し、別紙の措置を適用する見込みとなりましたので、お知らせいたします。

今後は、特定非常災害として指定する政令の制定に向けた手続を進めてまいります。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（復旧・復興担当）付 齋藤、阿部、竹内

T E L : 03-5253-2111（代表、内線 51401） 03-3593-2847（直通）

令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定見込みについて

1. 特定非常災害の指定（見込み）

特定非常災害 令和八年熊本地震による災害（仮称）
特定非常災害発生日 令和8年7月28日

2. 適用措置の指定（見込み）

①行政上の権利利益に係る満了日の延長（法第3条）（※6か月以内で政令で定める期日）

運転免許証のような有効期間がある許認可等の行政上の権利利益について、更新等のために必要な手続をとれない場合があることを考慮して、許認可等に係る有効期間を一定程度延長することができることとする

②期限内に履行されなかった行政上の義務の履行の免責（法第4条）

（※4か月以内で政令で定める期日）

薬局の休廃止等の届出のような履行期限のある法令上の義務が、特定非常災害により本来の履行期限までに履行されなかった場合であっても、一定の期限までに履行された場合には、行政上及び刑事上の責任を問われないこととする

③法人の破産手続開始の決定の一定期間の留保（法第5条）（※2年以内で政令で定める期日）

債務超過となった法人に対しては、法人が清算中である場合、法人が支払不能である場合及び法人が破産の申立てをした場合を除き、特定非常災害が発生した日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、破産手続開始の決定をすることができないこととする

④相続の承認又は放棄をすべき日の延長（法第6条）（※1年以内で政令で定める期日）

避難又は住所を移転することを余儀なくされた地区に住所を有していた相続人の相続の承認又は放棄に係る期間を一定程度延長することができることとする

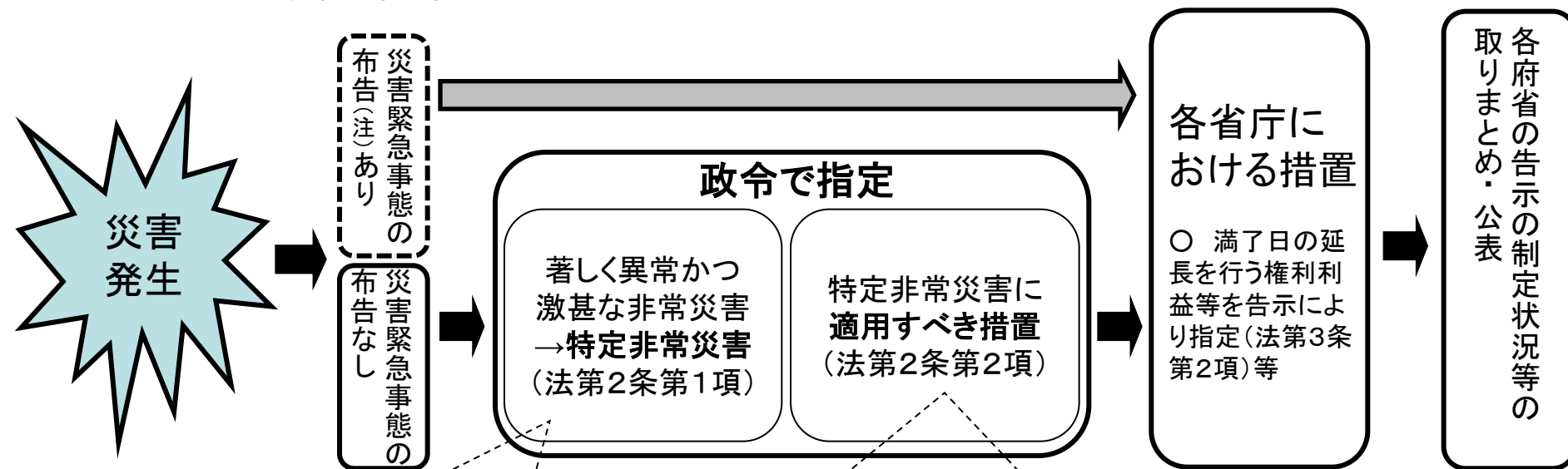
⑤民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置（法第7条）

（※3年以内で政令で定める期日）

特定非常災害に起因する民事紛争について、民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停の申立てをする場合の申立手数料を、民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）第3条第1項の規定にかかわらず、政令が指定する地区及び期間において免除する

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための 特別措置に関する法律(H8法律第85号)の概要

<災害対策基本法>



「著しく異常かつ激甚な非常災害」とは？

次の事項等の諸要因を総合的に勘案

- ①死者・行方不明者、負傷者、避難者等の多数発生
- ②住宅の倒壊等の多数発生
- ③交通やライフラインの広範囲にわたる途絶
- ④地域全体の日常業務や業務環境の破壊

(注)国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚な災害時に、応急対策の推進のため発せられるもの

- ・関東大震災に類する又はこれを超える災害時に発布想定
- ・未だ適用実績なし

適用すべき措置の内容

- ①行政上の権利利益に係る満了日の延長(法第3条):6か月以内
(例:運転免許証(道交法95条の6))
- ②期限内に履行されなかった義務に係る免責(法第4条):4か月以内
(例:薬局の休廃止等の届出義務(医薬品医療機器等法10条))
- ③債務超過を理由とする法人の破産手続開始の時期の後ろ倒し(法第5条):2年以内
- ④相続の承認又は放棄をすべき期間の伸長(法第6条):1年以内
- ⑤民事調停法による調停の申立ての手数料の納付免除(法第7条):3年以内